

**(関連分野)**

文書等電子化、調査等行政事務、情報提供

**(事業の名称)**

地域情報整備事業

**(関係省庁名)**

国土交通省

**事業の概要**

**(事業内容)**

土地利用図、地質図、ハザードマップ等の主題図、都市計画図、地形図、地名情報台帳情報、空中写真など、地域に密着し利用価値が高い多様な地図を電子的に整備し、地域の住民や企業もこれを活用していくことが望まれる。

特に、地方公共団体においては、地図が紙等で管理されており、早急に電子化する必要がある。また、電子化された地図を基に変化情報や地域情報を現地調査により収集し、収集電子化した情報を地図データとともに Web 等で活用できる環境を整備し、情報の有効活用を推進する。

○地図の電子化

地方公共団体においては、基盤地図情報の元データとなる地図が紙で管理されているものがあり、早急に電子化の推進を図る必要がある。それらを電子化し、担当部局の枠を越えて統合的に整備、維持管理を行う。

○地域情報の現地調査による収集と電子化

行政や住民サービスに必要な様々な地域情報を現地調査等により情報収集し、効率的な更新作業や安全安心マップ作成等のための基礎資料とする。

- ・行政の効率化、高度化に必要な情報を収集する。

建物、道路、河川、登山道、基準点等や住所、交差点、限界集落関連情報、福祉介護施設関連情報等

- ・安全安心、住民サービスのための情報を収集する。

交通事故発生地点、犯罪発生地点、工事地点、環境情報、バリアフリー情報等  
収集した情報を電子化する。

○地域情報の統合的利用

行政の効率化、高度化、地域振興、住民サービスのため、収集電子化した地域情報を地図データとともに統合的に Web 等で活用できる環境を整備する。

- ・行政での活用
- ・住民サービスのための情報提供
- ・地域振興・観光促進等のための情報提供

**(委託費水準)**

- ・ 地図(縮尺 1/2, 500)の電子化

都市計画区域内で 1/2, 500 地図を紙で管理している面積 3.1 万 k m<sup>2</sup>

電子化作業 190 千円/k m<sup>2</sup>

※ これに加えて現地調査のための経費も必要

**(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)**

地理空間情報活用推進基本法に基づく基盤地図情報の利活用による地域情報の位置の整合性の確保、及び公共測量に基づく必要な精度の確保と重複的な測量等の排除。

**(期待される効果)**

**定性的効果：**

- 本事業の成果は、地理空間情報を高度に活用するための基盤であり、「地理空間情報活用推進基本法（平成19年）」の理念に沿ったものである。
- 地図等の電子化及び統合的利用による行政の効率化及び高度化
- 現地調査を網羅的に行うことで地域に密着した最新情報の把握と提供
- 業務を通じた現地調査及び情報技術の雇用創出、情報収集の種類によっては特別な資格や経験がない人材を多数活用することが可能。
- 地図等を電子化することにより地理空間情報の活用のための産業が活性化し、二次的な雇用も期待できる。

**(先行事例)**

**(期間後の取扱い)**

地図及び情報利用部局からの予算で継続して情報の更新を実施する。  
各部局単位で実施するよりも低予算で可能となる。また更新のため一定の雇用を維持

**(関係省庁担当者連絡先)**

国土地理院総務部政策調整室 室長 渡辺俊夫 / 係長 笹川啓  
電話番号：029-864-6456 / ファックス：029-864-6288